

盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金公募型プロポーザルに係る質問回答書

No	資料名称 (頁)	該当項目	質問内容	回答
1	公告(プロポーザル実施要領) (1頁)	補助対象経費	補助対象経費における報償費はここではどのようなものを指すのでしょうか？	報償費には、報償金、賞賜金が該当いたします。具体例としては、講演会の謝礼金のように、役務の提供等によって受けた利益の代償などがこれに当たります。
2	公告(プロポーザル実施要領) (1頁)	補助対象経費	既に現時点で試作品は出来上がっていることもあり、本企画内容に関しては実証実験及び検証、さらには商品化までを予算対象として想定しております。この内容にて本プロポーザルでは適用されるものになりますでしょうか。	本プロポーザルは、デジタル技術の実証実験を対象としたもので、試作品の検証及びその他商品化に向けた部品の購入等に係る費用に関しては対象外となります。